

令和5年度第3回伊賀市障がい者地域自立支援協議会議事概要

日時 令和6年1月23日（火）
午後2時30分～午後4時00分
場所 伊賀市役所 501会議室

出席委員：福本紀昭・竹島和実・上田真希・水谷展子・松田昌子・山中一馬・小倉由守・和田文子・隠岐徹・足立美華・大西一幸・松岡美都子・榎本悠孝
欠席委員：松野明奈・寺田浩和・滝井昇・菊野善久・森藤君代
事務局：健康福祉部次長（中出光美）、障がい福祉課（稲垣真希子・城島慎子・森口慎也・小倉千尋）、障がい者相談支援センター（溝端輝広・松井久美）
傍聴人：なし

はじめに

（事務局）

ただいまから令和5年度第3回伊賀市障がい者地域自立支援協議会を開催させていただきます。皆さまにはお忙しいところ、ご出席をいただきありがとうございます。

本日、ご出席いただいております委員は、18人中13人でございます。今回から、伊賀市障がい者福祉連盟の福本様にご参加いただいております。

本日の出席人数は過半数に達しておりますので、伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例第6条の規定によりまして、本協議会は成立しております。

この伊賀市障がい者地域自立支援協議会では、令和2年に策定しました「第4次伊賀市障がい者福祉計画」及び「第6期伊賀市障がい・第2期伊賀市障がい児福祉計画」の進捗状況の確認及び評価、また来年度からの3年間を計画期間とする「第7期伊賀市障がい・第3期伊賀市障がい児福祉計画」の最終案について、皆さまにご協議いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

なお、本日の協議会の終了予定時間は16時00分とさせていただきます。

あいさつ

（次長）

皆さん、こんにちは。健康福祉部次長の中出です。どうぞよろしくお願いいたします。本来ですと、部長の谷口よりご挨拶をさせていただくところですが、急な公務が入りましたので、代わってご挨拶させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、第3回目の伊賀市障がい者地域自立支援協議会に出席いただき、誠にありがとうございます。第1回目の協議会を、昨年7月20日に開催させていただき、本年度の事業の取組みや事業計画をご協議いただきました。第1回目の協議会で少し触れさせていただきました「第6期伊賀市障がい・第2期伊賀市障がい児福祉計画」ですが、計画期間が令和5年度末で終了いたします。本年度、令和6年度から令和8年度までの「第7期伊賀市障がい・第3期伊賀市障がい児福祉計画」の計画策定に取り組み、国からの指針に基づき、先ず中間案を策定いたしました。昨年12月の第2回

目の協議会は、書面開催とさせていただき、策定いたしました中間案につきまして、委員の皆さまからご意見等を頂戴したところでございます。

本日は、皆さまから頂戴いたしました様々なご意見を踏まえ、中間案を見直し、「第7期伊賀市障がい福祉計画・第3期伊賀市障がい児福祉計画」の最終案とさせていただきます。

また、来年度においては、障害福祉サービス等の報酬改定が予定されており、医療行為の対価である診療報酬、介護サービスの対価である介護報酬の改定とともに行われ、トリプル改定の年となります。今後、国から障害福祉サービスの見直し等の詳細が示され、障害福祉サービス等における多様なニーズ等に応じた施策強化が図られていくものと思っています。

市では、計画の基本理念といたしまして「誰もが自分らしく暮らせるまちをつくる」を掲げております。この実現に向けて、皆さまのお力添えをお願い申し上げます。本日は限られた時間ではございますが、お集まりの委員の皆さまの様々な視点からご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

伊賀市情報公開条例第24条に基づき、会議の公開を行いますことと、審議会等会議の公開に関する要綱第8条に基づく議事概要作成のため、録音をさせていただきますことをご了承ください。

－配布資料の確認－

ここからの進行は、伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例第6条に基づき会長である榎本様をお願いしたいと思います。

(会長)

皆さま、こんにちは。第3回目、事項4において第7期伊賀市障がい福祉計画・第3期伊賀市障がい児福祉計画を協議いただきます。かなりボリュームがありますが、各代表ということでご意見等を出していただければと思います。

それでは協議事項第1項、日中サービス支援型グループホーム事業報告について、お願いします。

事項

1 日中サービス支援型グループホーム事業報告について

(事務局)

◎日中サービス支援型グループホーム事業報告 …【資料1-1, 2, 3, 4】

本日は、本年度伊賀市で初めて開所した、日中サービス支援型グループホームのグループホームあぼろんから、伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例第6条第3項に基づき、管理者にお越しいただき、本年度の実施状況を報告いただきます。

まず、【資料1-2】をご覧ください。日中サービス支援型グループホームの実施状況に

ついて、協議会への報告・評価の流れです。図に示すとおり、本日③事業所から当協議会へ実施状況を報告いただき、④協議会は報告に対する評価を行い、必要に応じて事業所へ要望、助言などを行います。また、⑤本日の評価結果を後日事業所へ通知し、その内容を⑥三重県へ情報提供することになります。

【資料1-3】は、先程のスキームの根拠となる内容が記載されている関係規定で、基準省令、解釈通知の下線が引いてある箇所に記載されています。グループホームを地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、事業所は協議会へ報告を行い、必要な要望、助言等を聞く機会を設けることとしています。今後は、毎年度、事業所から事業内容報告書を提出いただき、その内容で評価を行うこととし、必要に応じて協議会へ参加いただく運用としたいと考えています。

【資料1-4】は、日中サービス支援型グループホームの支援体制や協議会への活動状況の報告等についての概要図です。

それでは、グループホームあぼろんの管理者様から、資料に基づき実施状況を報告いただきます。

(管理者)

はじめまして。グループホームあぼろんの管理者です。よろしく申し上げます。先程ご紹介いただきましたとおり、今年度5月に事業を開始しました。定員10名のグループホームで365日24時間、職員が利用者を支援する形で運営している事業所です。現在入居されている利用者は6名で、日中はグループホームで過ごされており、日中サービスになかなか参加できにくい方、自分のペースで過ごしたい方が利用されていますので、日中の活動についても、今からこれをしますよという形でサービスを提供しているのではなく、利用者が自分のペースで活動できるように、興味のあるものを提供できるよう準備をさせていただき、活動を提供しています。

あぼろんの特徴として、短期入所を含めて部屋が11室あります。全ての居室にお風呂、トイレ、小さなキッチン、洗濯機を置く場所があり、そこは珍しいところかなということで、利用者の自立したいという気持ちを叶えられるような設備を設けております。ただし、ご自身でできるところが少ない、サポートが必要な方が多いので、職員と一緒にサポートをさせていただきながら、自分の生活を組み立てて生活を営んでいただいています。以上です。

(会長)

ありがとうございました。今の報告を受けて、ご質問等があれば挙手をお願いします。

(委員)

資料1-1、事業報告書の3番、利用者に対する支援の実施に利用者からの苦情・要望の受付窓口を設けている、と書かれています。今までに受付窓口寄せられた苦情・要望について、最近の苦情・要望はどういった内容のものがあったかお聞かせください。次に5番の地域移行の促進、地域生活の継続の中に、社会のルールやマナーを守ることができるよう、支援や助言をしているとあります。施設利用者に優先的に支援されたルールやマ

ナーはどのようなものか具体的に説明をお願いします。もう一つ、8番の利用者支援の質の確保。1月1日に発生した能登半島の大地震では避難所不足が発生しておりますが、万が一、伊賀市内で大地震が起きた場合の避難場所は確保できているのか。この3点について説明をお願いします。

(管理者)

ありがとうございます。まず、苦情に関して、開所してから日が浅いので苦情は未だありません。要望に関しても利用者と日常会話の中で、特に改善して欲しいということは未だ受けていません。

2番目の優先的に助言した内容、社会のルールやマナーについて。まずは生活のリズムが整っていない方が多く、朝起きて、3食食べて、夜はしっかり寝るということを整えてから、あいさつをするといったところをお伝えするようなサポートをしています。

避難所については、BCPを策定しなくてはなりませんが、現在自治会に入会させていただいており、あぽろんの非常時の避難場所は府中小学校になっています。避難経路としては、府中小学校へ避難させていただくことになっています。実際、具体的に避難できるかどうかは検証させていただき、あぽろんなりの非常時に備える計画を作る予定です。

(委員)

もう1点。3番の利用者に対する支援という項目について、苦情や要望は文書それとも口頭どちらで受けるのか。

(管理者)

苦情、要望について、例えば電話や口頭で受けたときは、受付担当者がおりますので、書面に起こして、直ちに管理者に報告し、苦情解決の取組みをさせていただき流れを決めています。

(委員)

8番目の項目、避難場所が府中小学校ということですが、能登半島でも問題となっているトイレの問題。男女別になっているのか、共用なのか。

(管理者)

避難場所のトイレですか。小学校なので男女分かれていると理解しています。

(委員)

たくさんの方が集まってくると、トイレが問題となってくる。女性が男性に覗かれていた問題も出ています。その点もしっかり確認されておけば良いかと思います。

(事務局)

府中小学校のトイレの状況ですが、男女別になっていると思います。体育館も男女別になっています。

(会長)

他にご意見、ご質問などあれば挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、事項書1番目はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。これからもよろしくお願いします。

事項書2番に移ります。基幹相談支援センターからの報告について、事務局お願いします。

(事務局)

◎伊賀市障がい者相談支援センター（基幹相談支援）令和5年度実績報告 ……【資料2】

いつもなら、2月末の集計で報告させていただいておりますが、今年度は計画のこともあり、協議会が1か月ほど早くなっております。その関係で、令和5年4月1日から12月末までの実績で報告させていただきます。

ご存知のように令和2年度から続いていた新型コロナウイルス感染症の問題は、とても大きかったです。令和5年5月に、国は緊急性の高い2類から、通常のインフルエンザ並みの5類へ規制緩和しました。マスクは自由、社会的活動も以前のように、個人の判断、注意に移行しましたが、事業所や病院は感染症を心配しますので、継続して同じような注意喚起で行動されました。冬になり、インフルエンザも並行し、5類になり規制緩和されたものの、以前のような活動には至っていません。最近、同僚や事業所職員、利用者さんがコロナに感染した報告も受けており、継続して注意が必要です。

1番、総合的な相談・専門的な相談支援を行いました。従来どおりの支援展開になります。特に変わったところとして、⑪医療観察制度における対象者の社会復帰支援を行いました。皆さん、医療観察制度は耳にしたことはあると思います。重大な犯罪行為、殺人、傷害、強制猥褻等、通常は警察が介入し、起訴して裁判となり刑が確定します。内容によっては刑務所へ入るのが一般的です。ただし、裁判官が精神鑑定を求めた場合、その結果が精神膠着や衰弱、判断能力が問えない行為であったときは医療観察に移ります。伊賀市では、そのような方の対応は今までありませんでした。刑務所から出所される障がい者の方の支援は過去にありました。医療観察、三重県でも特定の病院で一か所、そこで治療を受け、入院期間中の治療が終わり、社会復帰の支援として声がかかったのは今回初めてです。これがとても難しく、最終的には裁判ですので法務局の扱いとなります。入院期間を経て退院となりますが、観察中は3年間法務局の管轄となります。そこに厚生労働省の障がい福祉が入り、一定期間地域で生活、福祉サービスを利用する。そして、3年間の評価をもってもう一度裁判所が判定する流れになります。現在退院して、福祉サービスを利用されており、定期的に会議を行い、支援しています。私も含め初めての経験で、管轄も違うことから、基幹の研修会として、法務局の社会復帰調整官を講師に招いて勉強会をしようと計画しています。

相談件数に関して、例年よりこの協議会の時期が早いため、昨年度と比較はできませんが、ほぼ同じような数字になってくるかと思えます。その中で、昨年と今年の違いは、電話件数が少なくなりました。その代わりに、直接会って話をする機会やケース会議、退院前会議、病院や自宅で行う機会が増えました。コロナの関係もありますので、検温、マスク着用が条件となりますが、以前のような電話報告ではなく、直接利用者、家族が市役所へ

来られる窓口相談は増えました。

相談内容として、昨年度との違いは、障がいの相談内容が複雑化してきています。私たちは福祉サービスを前提として話を聞きますが、男女間の問題、金銭トラブル、養育の問題など、福祉サービスの提供では解決しません。男女間の恋愛はなかなかアドバイスしにくい、好きや嫌い、家族は先のことを考えると、と言われよくわかるのですが、当事者間にとっては相手が好きだという気持ちがあり、私たちがそれを無視することもできないので、どのように声を掛けてよいのか。中には手を取り合って駆け落ちした方もいます。東京へ行って生活が苦しくなり、SOSということがあったり、そのような方は何度も繰り返し、その方の家族も困っていますが、幸い犯罪に至っておらず、何かあれば頼ってこられるので門を開いておくようなアドバイスしかできません。

金銭的なトラブルについては、前回もあった詐欺まがいになってしまう、以前は、1,200万円くらいの被害にあった方もおり、私たちが気付く、本人も困ったという時点では、多額のお金が出ています。最近は携帯でお金のやり取りが簡単にできるので、足を運んだり、オレオレ詐欺のようにコンビニへ行く以外に、携帯でお金が出てしまうことがあり、わかりにくいです。

2番、地域の相談支援体制の強化を行いました。毎年あることではないですが、医療観察制度のように、私たち相談員は知識を持っておいた方がよく、そのための勉強会を行う方向ですが、それ以外に相談体制の質を高める、相談員が一生懸命頑張っているところをどのように底上げしていくか、相談支援事業所が数多くできるわけではないですが、できる限り相談支援を受けられる企画ができないか、自立支援協議会のワーキングで質の向上などを行っています。

3番、地域移行・地域定着支援を行いました。現在、圏域で精神障がい者の地域移行のワーキングを行っています。昨今、よく地域移行と言われますが、病院、施設から出てきても、生活の場や社会資源がないと成立しません。伊賀市ではどのように確保して、理解していただくか、名張市も含めて圏域のワーキングで検討しています。また、上野病院が県の委託事業としてアウトリーチ事業、要は、地域で医療にかかった方がいい人、病院は退院したけれど、医療と途切れている人に病院外で支援するという事業があります。地域移行を定着していく一つの医療的な支援ですが、そこと協同しながら一緒に訪問したり、医療だけでなく行政としての支援を継続しています。今月末、1件紹介させていただいた家を訪問し、アウトリーチを進めていくことも計画しています。

4番、権利擁護、虐待防止の支援を行いました。基幹相談員の業務として、虐待対応があります。伊賀市は虐待通報があれば、相談受付票を作成し、事実確認をして虐待防止検討委員会で虐待のあり、なしを協議、なしとしても課題としてあがってきたものに、どのように対応するか検討しています。基幹としてはそこに関与し、虐待あり、なしとしてもどのように対応していくか、加害者の方、被害者の方のところへ行き、話をしたり、解決に向けた対応をしています。緊急性のある場合、身体的な虐待であれば即分離の方向で強行的な動きを取りますが、憎いから叩いたのではなく、介護負担や親が子どもの障がい理解ができなかったために手が出たケースはたくさんあります。その場合、叩いたからダメではなく、怒らなくてもいいように、叩かなくてもいいように一緒になって考えていく、必要なら福祉サービスの利用、お金に困っているなら生活困窮への相談などへつないでい

ます。今年、残念なことに、専門職である施設従事者の虐待と思われる通報が多くありました。本来、虐待はなくなるのが一番ですが、人間が生活するうえで何らかは残っていく可能性は高いです。私たちは、虐待はなくしましょうという姿勢ですが、その中で専門職である職員、施設、事業所が虐待、とても残念な話だと思います。働くのも人間であり、そこら辺を改善しないと専門職からの虐待はなくならないと考えています。

5番、自立支援協議会と連携し地域の様々な課題に取り組みました。基幹としては、伊賀市だけで物事を解決するのではなく、伊賀圏域としてワーキングに参加しています。名張市にも直営の基幹相談支援センターがあります。その職員と情報共有を行い、伊賀圏域で、名張市はこうしてくれるのに伊賀市ではしてくれないといったことがなく、圏域の中で同じようなサービスが受けられる状況や、名張市、伊賀市が困っていることをお互いに助け合うための情報共有などを行う話し合いの場を、月に一回持っています。

課題への取組みとして、自立支援協議会のワーキングに相談部会があり、1月も含め9回行いました。相談支援体制の強化、相談支援専門員のスキルアップを相談部会で取り組んでいます。事例検討で自分たちが対応しているケースを報告、課題を整理して端的に伝え、アドバイスをもらうような訓練をしています。また、報告して放ったらかしではなく、今年度後半から振り返りを行いました。以前報告し、いろんなアドバイスをもらい、半年、1年過ぎたケースが現在どうなっているか。こういった形を継続しながら、質やスキルを上げていく取り組みを行っています。

(会長)

ありがとうございました。今の報告内容について質問等があれば。

(委員)

1番の⑪医療観察制度の説明があります。この制度と2番の①医療監察制度は別のものですか。漢字が違うので。

(事務局)

漢字の誤りで同じ制度です。⑪の「医療観察制度」が正しいです。

(委員)

わかりました。虐待防止の件です。加害行為に及ぶ前に私たちができること、センターでできること、具体的に何ができるか説明していただきたいと思います。

(事務局)

具体的にはなかなか伝えにくいですが、通報という言葉があります。今度勉強会があり、「これって虐待？」という話をする機会があるのですが、答えから言うと、「これって虐待？」と思った時点で報告してください。例えば、福祉サービスを使われている方は、ヘルパーさんが家に入ります。昼間、日中活動に参加している方は、日中活動の事業所の職員。福祉サービスを使われていない方はご両親と生活されている方もいます。両親が息子をではなく、息子が高齢の両親をとというケースもあります。その場合、両親がSOSを出

される。近所の家に両親が逃げて、そこから市役所へ連絡があった例があります。息子に叩かれて怖くて逃げたということですが、先程のご質問となると、近所の方の関わり、民生委員との関わり、そこで早期に何かおかしいよと。誤解されているのは、通報したから虐待ということではなく、通報すると名前が出てしまうので嫌、そういうことはないです。ただ、私たちは事実確認を行うので、どのようにその家に入っていかを模索します。近所の誰々から言われたので来ましたではわかってしまいます。親が高齢であれば、包括のケアマネと一緒に、高齢者の方の自宅を訪問していますというやり方で、先ず玄関に入ることを考えます。また、福祉サービスを使われている方であれば、定期的に福祉サービスを使われていますか、といった感じで家の中に入り、最近はどうですか、仲良く生活されていますかなど聞かせていただくようなやり方です。まずは、「おかしいな」、「何か変だね」と感じられたら、ご連絡いただきたいと思います。事実確認をして、どのように家に入るか一緒に考えたりします。ご質問の答えになっていますでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

他いかがでしょうか。

それでは事項書3番、地域生活支援拠点整備状況について、事務局から報告をお願いします。

3 地域生活支援拠点整備状況について

(事務局)

◎地域生活支援拠点整備状況 …【資料3-1, 2】

【資料3-1】をご覧ください。伊賀市では、国が進める地域生活支援拠点等の整備について、伊賀市全域を多様な法人が連携して実施する面的整備型として拠点の構築を進めています。本年度は新たに2事業所が増え、現在は市外も含め8法人、20事業所が相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場を担う拠点として登録済です。

本年度、同居している母親が自宅内にて熱中症で倒れ、市内総合病院へ救急搬送され、そのまま入院となり、本人は他者の援助なしでは在宅生活を送ることが困難であり、親族の協力も得られなかったことから、緊急での拠点短期入所利用につながったケースがありました。

また、拠点利用を検討したが利用につながらなかったケースや、今後利用する可能性など、今後も拠点利用に関わる事案は見込まれます。

拠点事業所の数は増えてきており、今後は緊急時の受入れがスムーズに行えるよう、事業所間の連携体制の強化や情報共有のしくみづくり、利用者の事前登録における基準の整理などが必要であると考えています。

【資料3-2】は、厚生労働省資料で、令和5年4月1日時点における全国の拠点整備状況となっています。参考にご覧ください。

(会長)

ありがとうございました。ご質問、ご意見等があれば挙手をお願いします。

それでは、事項書4番、第7期伊賀市障がい福祉計画・第3期伊賀市障がい児福祉計画の最終案について、本日のメインとなりますがご審議いただきたいと思います。第2回目を書面開催させていただき、いろいろご意見などをいただいて、その中で修正案を作らせていただいています。そのことを踏まえてご説明いただければと思います。

(事務局)

次に、【資料4-1】をご覧ください。計画案については、昨年5月から6月にかけて国から指針等が示されました。その内容を踏まえ、三重県の計画策定に関する研修会への参加、庁内関係各課との協議、特定相談支援事業所から支援ニーズに関する聞き取り、伊賀圏域の名張市と協議などを行い、当自立支援協議会において計画案をお示しし、いただいたご意見等を踏まえて見直し等を行いながら、今回の最終案を作成してきたところです。なお、中間案等に対して委員の皆様からいただいたご質問やご意見に対する回答は、【資料4-3】にまとめてあります。本日の協議会でご意見等をいただき、反映させたものを今後議会へ報告し、計画を策定いたします。

最終計画案ですが、現在の計画から文言や数字など、修正等を行った箇所は赤色に、中間案等についていただいたご意見等を踏まえ、見直し等を行った箇所は黄色く着色しています。

2ページ目になります。現在の「第6期伊賀市障がい・第2期伊賀市障がい児福祉計画」は、令和5年度で計画期間が満了するため、令和6年度から令和8年度までの「第7期伊賀市障がい・第3期伊賀市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に規定され、障害者基本法に基づく「第4期伊賀市障がい者福祉計画」を基本とし、障害福祉サービスに係る給付、相談支援及び地域生活支援事業の方向性や目標値を定める計画です。

3ページ、4ページは各障害者手帳所持者数などの実績となります。

第2章、障がい者支援の重点課題および第3章、障がい児支援の重点課題として5ページから14ページの内容を、本日お渡しした追加資料に抜き出しており、左側が国の成果目標概要、真ん中がそれを踏まえて伊賀市の福祉計画でどのように目標を設定し、取り組んでいくのかを記載していますので、計画案と一緒にご覧ください。

まず、計画の5ページ、①福祉施設入所者の地域生活への移行です。国の指針では、令和4年度末施設入所者の6%以上を地域生活へ移行し、施設入所者は5%以上減らすこととしています。

伊賀市では、本人の意思を決定するための情報や、地域で生活するために必要な社会資源が不足しており、地域生活を行うために必要なサービスの整備を図りながら、施設への聞き取りや本人の意向確認を行い、相談支援事業所、施設等と連携し、地域移行を推進していきます。令和6年度からの3年間で地域移行者を5人とし、施設入所者を5人減らすことを目標としています。

続いて計画の6ページ、②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの充実では、

市及び県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することで、精神障がい者の地域移行や定着が可能となることから、精神病床から退院後1年以内の地域での生活日数を上昇させるため、伊賀圏域体制で保健・医療・福祉関係者による精神障がい者に対応した協議を継続し、安心して自分らしい暮らしができるよう、年6回以上協議を行い、支援体制の強化を図ります。

次に③福祉施設から一般就労への移行です。国の指針は、一般就労への移行者数を令和3年度の1.28倍以上、就労移行支援事業所からの就労移行者数1.31倍以上、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、全体の5割以上、A型事業所1.29倍、B型事業所1.28倍としています。

伊賀市では引き続き、伊賀圏域の就労部会で、就労支援に関する情報共有や一般就労を促進するための啓発に取り組むとともに、より細やかな就労支援を行い、令和8年度中の福祉施設からの一般就労移行者数を9人、その内訳として就労移行支援事業所から1人、A型事業所から3人、B型事業所から5人と設定しています。

続いて計画8ページ、就労定着支援事業の利用者数および定着率です。国の指針では就労移行支援事業の利用者数を令和3年度の1.41倍以上、就労定着支援事業利用後、一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上としています。伊賀圏域の就労部会を通じて事業所や企業と連携を図り、個々のケースに応じて、伊賀圏域障がい者就業・生活支援センターを中心として一般就労後の定着支援に対応しています。就労定着支援の利用を促進し、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、定着につなげます。令和8年度末の就労定着支援事業所利用者を9人、就労定着率が7割以上の事業所を1か所と設定しています。

次に9ページ、④地域生活支援の充実です。国の指針では、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援実績等を踏まえて運用状況を検証、検討することとしています。また、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとしています。

伊賀市では、地域生活支援拠点等の5つの機能の充足、緊急時における迅速・確実な運用を図り、施設等から地域移行につなげる支援を行います。当協議会において、運用状況の検証などを今後も引き続き行います。また、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

次に10ページ、⑤相談支援体制の充実・強化等です。国の指針では、基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援体制を確保することとしています。また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、必要な体制を確保することとしています。

伊賀市では、現在、一般的な相談支援は障がい者相談支援センターで対応していますが、今後、支援体制の見直しを行い、市で行う相談支援を基幹相談支援センターへ集約し、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化により、地域づくりの役割りを担う機関として相談支援体制の更なる充実及び強化を図ります。

地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導及び助言を年160件、地域の

相談支援事業所の人材育成の支援を年1回、地域の相談機関との連携強化の取組みを年10回行うことを目標としています。

次に11ページ、⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築です。国の指針では、県及び市において、サービスの質向上のための体制を構築することとしています。

障害者総合支援法の具体的な内容を理解するため、障害福祉サービス等に係る研修へ年10人職員が参加し、請求の過誤をなくす取組みや、適正な運営を行う事業所の確保に努めるため、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を年12回、事業所と共有することとしています。

次に12ページから14ページ、障がい児支援の重点課題です。⑦障がい児支援の提供体制の整備等として、障がい児に対する重層的な地域支援体制は、国の指針において、児童発達支援センターを市または圏域に1か所以上設置し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、推進体制を構築することとしています。

伊賀市では関係機関や事業所、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターが連携し、乳幼児から一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の充実を図り、多様な子どもとその家族への適切な発達支援と子育て支援の提供につなげます。

また、国の指針では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を市または圏域に少なくとも1か所以上確保し、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関などが連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

伊賀市では、重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の整備に努め、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議を継続し、コーディネーターを引き続き確保します。

15ページから23ページは、過去3年間の障害福祉サービスの実績から、今後3年間のサービス見込を記載しています。その中で、17ページの就労選択支援事業につきましては、新たな制度として創設されました。就労選択支援とは、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。新たに就労継続支援B型事業所を利用しようとする場合、令和7年10月から原則利用となります。伊賀市でどの事業所がこの機能を担うのか不明な点がありますが、今年度、障がい者相談支援センター及び基幹相談支援センターが就労継続支援B型へつなげた人数を根拠として、目標値を設定しています。

24ページから31ページは、地域生活支援事業の今後3年間の見込量となります。26ページの手話通訳者設置事業につきましては、令和4年度より手話通訳者の設置ができておりません。手話通訳者の募集は令和5年度で一旦止めておりますが、人材が見つかり次第、設置に向けた予算措置等を行う予定であることから、令和6年度以降の実設置者数を「一」としています。

【資料4-2】はサービス見込量算定根拠となっています。

また、【資料4-3】は、中間案に対して委員の皆様からいただいたご意見や、庁内会議でいただいた意見、またそれらの意見を踏まえて見直した最終案に対し、庁内会議でいただいた意見等をまとめています。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。ただいま説明がありました最終案に関して、ご質問、ご意見等ありましたら、ページ番号も言っていただき、この点はどうかのご質問いただければと思います。いかがでしょうか。中間案に関するご意見、ご質問からどのように作り変えられたのかも踏まえて、ご質問などがありましたら。

今回、国の指針があり、それに従い伊賀市の中でこういった形で整理をしていくかということ踏まえて、根拠を資料として示していただいております。

それでは私の方から。資料4-2の3ページ、地域生活支援の充実について書かれているが、地域生活支援拠点等を整備する中で、コーディネーターの配置と、伊賀市障がい者地域自立支援協議会において運用状況を検証・検討することを位置付けていただいております。今回のこのような場で、実績などの報告が行われるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

自立支援協議会を年2回開催していますが、拠点の登録事業所が今こうですということは毎回お伝えしている中で、今年度は利用実績がありましたので、こういった状況で拠点利用につながったのか、また、いろいろ相談はセンターで受けたけれども、利用につながらなかったケースとしてこういうものがあつたと共有させていただき、それに対して有効な拠点利用について委員の皆さまからご意見等をいただいたり、今日の事項1でグループホームあぼろんに来ていただきましたが、伊賀市としては拠点の登録が増え、緊急時の受入れ、受け皿を増やしたいという考えを一つ持っており、今日の場合そういった機能を持たすことが理想としてある、そういった議論がなされることであつたり、伊賀市として5つの機能のうち、3つしか充足出来ていませんので、あと2つを満たすにはどうしたらいいか、皆さまのご意見をいただく、この協議会でそういった運用ができればと考えています。

コーディネートにつきましては、基幹相談支援センターがいったんその機能を担っているということでご理解いただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(委員)

参考までに教えていただきたいのですが、資料4-1の17ページ、就労選択支援事業について。私は相談支援員をさせていただいている中でよくわかっていなくて、先程のお話ですと、令和7年10月からは、B型を使いたい方はこの事業を使うことになるということだと思います。今の時点でもう少し分かっていることがありましたら、教えていただきたい

いです。伊賀つばさ学園から先生も来られており、進路のことにも関係するかと。少し先ですけれど、今わかることがあれば。また、どこかの時点でガイダンスしていただけるとありがたいです。

(事務局)

私どもがわかっている範囲は、国が示している内容に限られ、私が所属している事業所連絡会ワーキングでもこういった話をしております。その中で、就労選択支援事業を担うことができる事業所は、一定要件を満たし、経験が必要であったり、一般就労に送り出した実績のある事業所しかできない、その事業所が例えばB型事業所へつなげる場合、同一法人だと減算が入ることなど、いろいろな制約がある中で、これっていったいどこが担えるのかなどのお話が出ています。国が示す中では、ナカポツ、ハオさんのようなところも今後担えるようなアナウンスが出ています。わかっているのは、B型利用についての原則利用がいつから、A型については令和9年度から原則利用となり、この事業がスタートして更新のタイミングで利用者が希望すれば、この事業を使わないといけないなど、いろいろ情報は出てきていますが、聞かれていることにはっきりお答えできるまで理解ができておらず、ワーキングで引き続き情報共有しようとお話しているところです。

(会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

それでは事項書4番の最終案に関しては、これで審議を終了させていただきます。

その他、何かありましたら。事務局から何かありますか。

(事務局)

事務局からは特にありません。

(会長)

他に委員の皆さまからいかがでしょうか。

(委員)

今日の議題とは内容が少し違いますが、伊賀市障害者福祉連盟からお尋ねします。能登半島の地震が起こり、その災害へ義援金、支援金の要請が三重県障害者連盟から下りてきています。伊賀市障害者福祉連盟は、伊賀市から助成を受けている団体です。助成を受けている団体のお金の一部を支援金として現地へ送ってよいものかどうか。法に抵触するかもしれないかお聞きしたい。

(事務局)

あらためて連盟さんへお伝えさせていただきたいと思います。

(委員)

お願いします。

(会長)

その他いかがでしょうか。何か情報提供も含めてございましたら。なければ終了させていただきます。ありがとうございました。

協議事項が終了しましたので事務局へお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。全て資料の説明させていただきましたが、また何かお気付きの点等ございましたら、今週いっぱい受けさせていただきます。後日で構いませんので、ご連絡をお願いします。

本日、委員の皆様からいただきましたご意見をもとに障がい者福祉計画を推進していきたいと思えます。なお、本協議会委員の皆さまにおかれましては、令和6年3月31日をもって任期満了となります。あらためて各関係機関に令和6年度からの委員推薦のご案内をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。本日は長時間に渡り、大変ありがとうございました。